

# いたみ災害サポート登録制度についてQ&A

## Q 1 登録の手続きについて教えてください。

A 1 記入例を参考に、申請書（様式第1号）を作成し、伊丹市危機管理室までお越しく下さい。担当者が申請を受付け、審査させていただきます。その後、1～2週間ほどで「登録証」（様式第2号）を送付させていただきます。

また、実際に提供していただける資機材、施設及び敷地等について写真などの資料を併せてご提出下さい。

登録内容、資料等につきましては、問合せがあれば、地域に提供させていただきます。

## Q 2 事業者として、どのような災害時に協力すればよいのですか。

A 2 今後発生が懸念されている上町断層帯地震や南海・東南海地震などの大地震、また台風や豪雨等の風水害、その他危機事態等を想定しております。

災害時には申請して頂いた内容に応じて、市からの要請により各地域の自治会や自主防災組織等と連携して、協力活動を行って頂きます。

ただし、本来業務等に支障とならない範囲でご協力下さい。

## Q 3 災害発生時の活動時期などについて教えてください。

A 3 活動時期は、災害発生直後の一時的な期間で、事業者の業務に支障とならない期間とします。

活動の開始時期については、市役所からご連絡させていただきます。

なお、市役所からの連絡を待つ暇がなく、活動していただける場合には、連絡していただき、活動終了後、速やかに協力報告書（様式第4号）をご提出ください。

## Q 4 常に協力できる体制でなければ、登録できないのでしょうか。また、市からの協力依頼を理由があれば断わってもいいですか。

A 4 常に協力できる体制でなくても、業務に支障とならない範囲で結構です。

なお、理由があれば協力依頼を断わることができます。

正当な理由により協力依頼を断わった場合は、登録抹消の事由とはいたしません。

## Q 5 登録した場合の活動範囲について教えてください。

A 5 基本的に事業所等の周辺地域を対象とします。ただし、災害の規模等によっては、市内の広範囲にわたる場合もあります。

## Q 6 協力種別の「人的支援」について教えてください。

A 6 「人的支援」とは、災害発生時に事業者又は事業者から職務命令を受けた従業員等が負傷者の搬送や救助活動、避難所での活動等を地域住民と一緒に行うことです。

**Q 7 協力種別の「物的支援」について教えてください。**

A 7 「物的支援」とは、災害発生時に必要と思われる物を被災している地域住民に提供することです。

また、施設・場所については、災害発生時の一時的な避難所として、事業者の敷地、建物、駐車場、テント等を地域住民に提供することです。

**Q 8 「負傷者等の搬送」について教えてください。**

A 8 「負傷者等の搬送」とは、災害発生直後に地域で負傷者を搬送する手段がない場合に緊急的措置として車両等を使用して、医療機関や応急救護所等に搬送することです。

**Q 9 災害時に地域貢献をしたいのですが、資機材や避難所として利用できる敷地等がない場合でも登録できるのでしょうか。**

A 9 事業者又は従業員等を負傷者の搬送や救助作業等の「人的支援」として登録して頂くことで、登録することが可能です。

**Q 10 活動費用等の負担について教えてください。**

A 10 事業者の負担となります。ただし、応急復旧等のために新たに要する材料費等の費用については、市が定めるところにより負担することとなります。

**Q 11 当該事業者と市との間で、平常時、契約などにより事業を行っている場合、この制度への登録は可能ですか。**

A 11 可能です。ただし、登録制度での活動が開始された場合、費用等につきましては、登録制度での対応となります。

**Q 12 協力活動中に従業員等が負傷した場合について教えてください。**

A 12 原則として事業者の負担となりますが、協力報告書（様式第4号）を提出する際にご相談下さい。

法令に定める要件に該当する場合は、市が負担することになります。

**Q 13 協力活動中に第三者に損害を与えた場合について教えてください。**

A 13 原則として事業所の負担となりますが、その損害のうち、市の責任により生じたものについては、市が負担することとなります。

登録事業所には、ボランティア保険（ボランティア活動中の様々な事故によるボランティア活動者の傷害や賠償責任などについて補償する保険）への加入をお勧めします。

**Q14 登録後に事業者の所在地や名称等が変わった場合はどうすればよいのでしょうか。**

A14 いたみ災害サポート登録事業（変更・辞退）届出書（様式第3号）に変更部分をご記入の上、危機管理室へ提出して下さい。  
ただし、事業所が市外に移転となった場合は登録抹消となる場合があります。

**Q15 登録後、防災訓練や自主防災会の会合等に参加しなければいけないのですか。**

A15 参加依頼があった場合、業務上可能であれば参加してください。ただし、強制ではありません。

**Q16 登録した場合、「株式会社はいたみ災害サポート登録事業所として登録し、地域に貢献しています。」等の広告をしてもよいのでしょうか。**

A16 広告して頂いても結構です。  
ただし、広告内容等については、事前にご相談下さい。